

徳島県告示第四百三三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
1 2	鳴門池田	美馬市美馬町字天神一二七番 五地先から 同 字谷ヨリ西一一 七番八地先まで	四八・九	令和七年八月一日